

件名

野生きのこの出荷制限等の再周知及び放射性物質検査の実施について

内容

経緯

- ・ 富士吉田市、鳴沢村及び富士河口湖町（以下「3市町村」という。）で発生した野生きのこについては、平成24年10月に、食品衛生法で定められた基準値（100Bq/kg）を超える放射性物質が検出されたため、国の原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）から出荷制限指示が出され、現在も継続しています。
- ・ このため、県では、採取者に対して、3市町村内で発生した野生きのこについて採取、出荷及び摂取の自粛を要請しています。

本年度の対応

- ・ 本年度の野生きのこの発生時期を迎えるにあたり、3市町村と連携し、採取者等に対し、採取、出荷及び摂取の自粛について再度周知を図ります。
※ 周知の方法：チラシの配布、貼り紙の掲示、ホームページ・広報への掲載など。
- ・ 原子力災害対策本部が示した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、引き続き3市町村の野生きのこの放射性物質検査を行います。
※ 出荷制限を解除するには、検査データを蓄積し、放射性セシウム濃度が安定して基準値を下回ることを確認する必要があります。

参考

- ・ 県内で栽培・飼養されている農林畜水産物の放射性物質の検査結果については、全て不検出または基準値以下となっていますので、安心してご利用ください。